

◎貯木場事業用地及び多極型産業推進事業用地の立地状況

H23. 4. 20現在

	状 況	事業所名	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	分譲価格 (円)	備 考	
貯木場	契約済	(社) 日本溶接協会	1,652	20,800	34,361,600	H22. 5. 25契約	
	契約済	(有) 泉金属	3,567	19,000	67,773,000	H23. 3. 29契約	
	立地決定	三王ハウジング(株)	5,526	19,500	107,757,000	H23. 6月議会上程予定	
	立地決定	(有) 文企画	1,390	18,600	25,854,000	H23. 5契約予定	
	立地決定	(株)阿賀田製作所	1,298	18,400	23,883,200	H23. 5契約予定	
	立地決定	(有) 信盛	1,838	18,400	33,819,200	H23. 5契約予定	
	商談中	クレーン協会	4,983	19,600	97,666,800	H23. 5総会で立地決定予定	
	立地決定	ものづくり人材育成施設	2,667				
	小 計			22,921		391,114,800	93. 9%
	未定	1 区画		1,497	19,500	29,191,500	問い合わせ有り
合 計			24,418		420,306,300		

多極	契約済	社会福祉法人三恵会	6,641	19,500	129,499,500	H22. 6. 24契約	
	契約済	(株)四電工	2,722	21,200	57,706,400	H23. 3. 14契約	
	商談中	深力興業(株)	2,181	19,400	42,311,400	H23. 6契約予定	
	小 計			11,544		171,810,900	40. 4%
	未定	企業用地		2,285	19,700	45,014,500	
		企業用地		2,285	20,000	45,700,000	
		企業用地 4 区画		12,490	19,400円~ 20,000円	255,826,400	
	小 計			17,060		346,540,900	
合 計			28,604		518,351,800		

全体（貯木場+多極）総分譲価格 938,658,100  
 内契約・契約予定総分譲価格 562,925,700 60.00%  
 残分譲価格 375,732,400

※事業費  
 (貯木場)

(単位:千円)

	H20(決算)	H21(決算)	H22(決算見込)	計	備 考
委託料	18,831	6,584	4,200	29,615	
工事請負費		278,800	37,000	315,800	
事務費等		292		292	
計	18,831	285,676	41,200	345,707	

(多極)

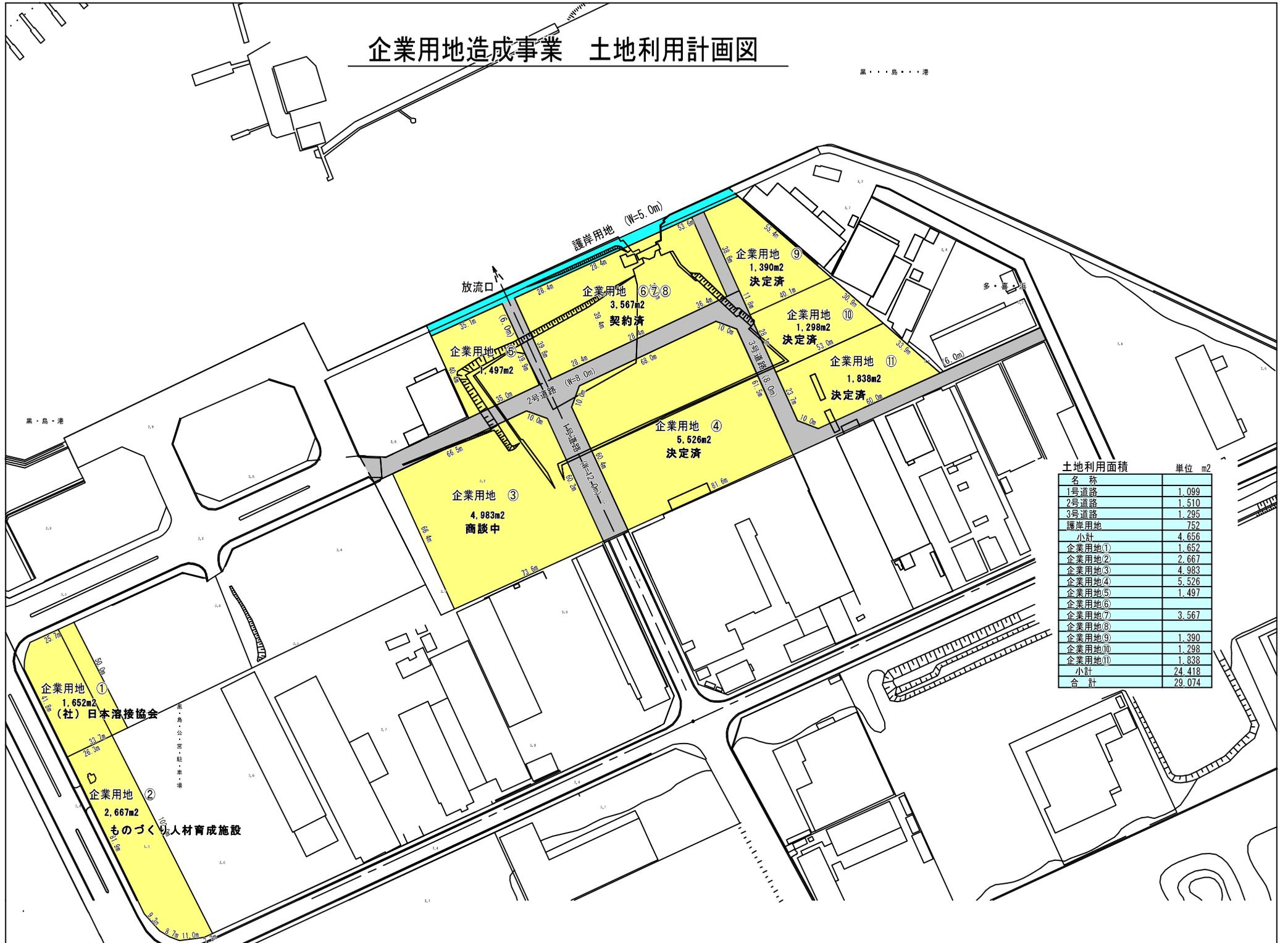
(単位:千円)

	H20(決算)	H21(決算)	H22(決算見込)	計	備 考
委託料		22,943	6,090	29,033	
工事請負費			351,400	351,400	
事務費等			2,010	2,010	
公有財産購入費			453,464	453,464	
計	0	22,943	812,964	835,907	

事業費総計(貯木場+多極) 1,181,614  
 内公有財産購入費除計 728,150

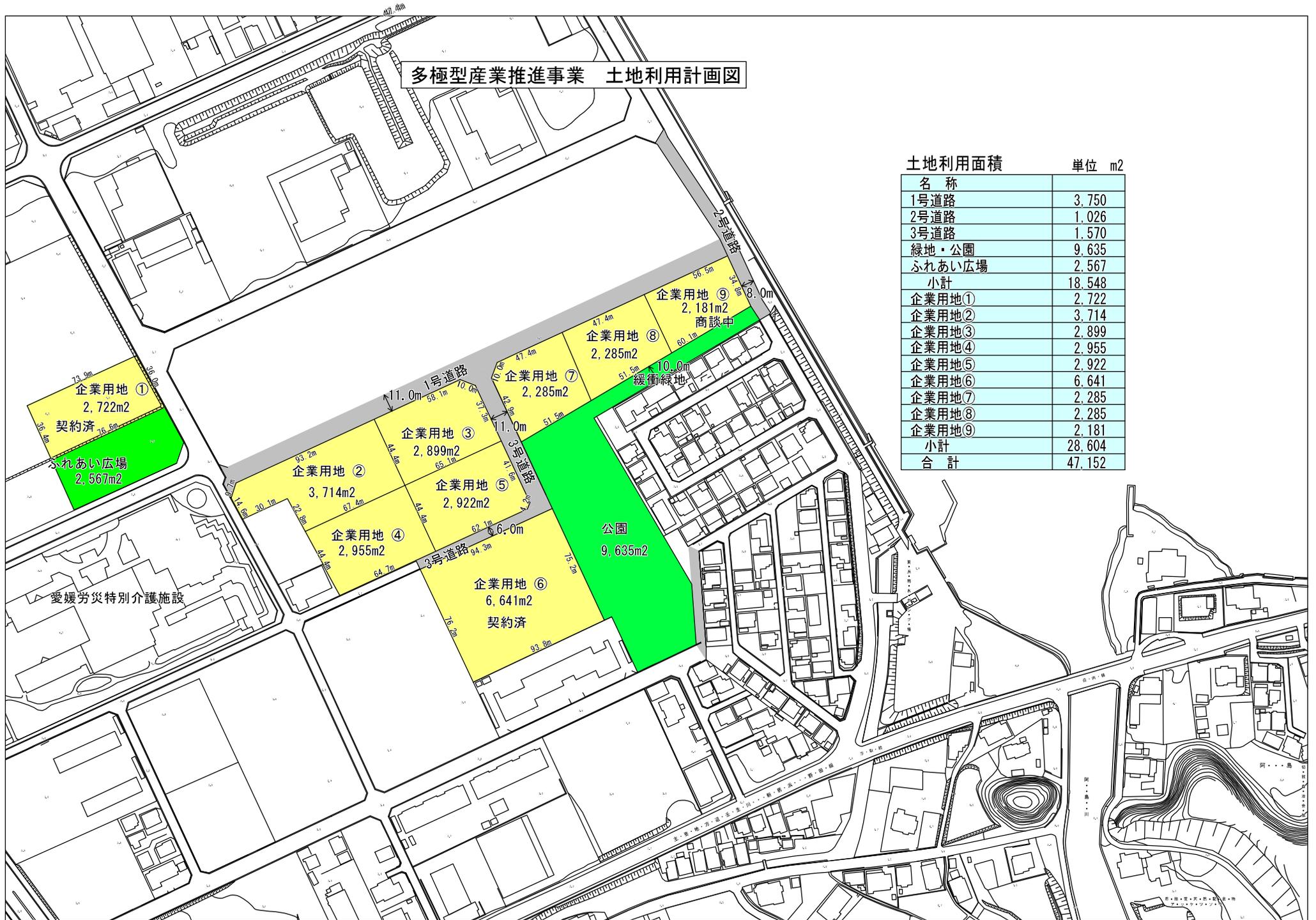
# 企業用地造成事業 土地利用計画図

黒・島・港



土地利用面積		単位 m <sup>2</sup>
名称		
1号道路	1,099	
2号道路	1,510	
3号道路	1,295	
護岸用地	752	
小計	4,656	
企業用地①	1,652	
企業用地②	2,667	
企業用地③	4,983	
企業用地④	5,526	
企業用地⑤	1,497	
企業用地⑥		
企業用地⑦	3,567	
企業用地⑧		
企業用地⑨	1,390	
企業用地⑩	1,298	
企業用地⑪	1,838	
小計	24,418	
合計	29,074	

多極型産業推進事業 土地利用計画図



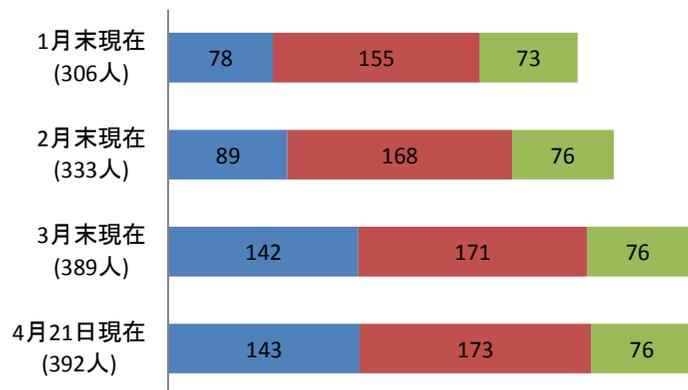
土地利用面積		単位 m <sup>2</sup>
名称		
1号道路	3,750	
2号道路	1,026	
3号道路	1,570	
緑地・公園	9,635	
ふれあい広場	2,567	
小計	18,548	
企業用地①	2,722	
企業用地②	3,714	
企業用地③	2,899	
企業用地④	2,955	
企業用地⑤	2,922	
企業用地⑥	6,641	
企業用地⑦	2,285	
企業用地⑧	2,285	
企業用地⑨	2,181	
小計	28,604	
合計	47,152	

### デマンドタクシー登録者数の推移 (人)

	上部西エリア	上部東エリア	川東エリア	計
4月21日現在 (392人)	143	173	76	392
3月末現在 (389人)	142	171	76	389
2月末現在 (333人)	89	168	76	333
1月末現在 (306人)	78	155	73	306

### デマンドタクシー登録者数の推移 (人)

■ 上部西エリア ■ 上部東エリア ■ 川東エリア

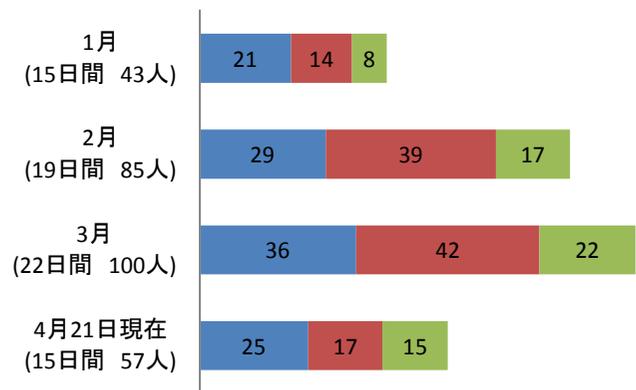


### デマンドタクシー利用者数の推移 (人)

	上部西エリア	上部東エリア	川東エリア	計
4月21日現在 (15日間 57人)	25	17	15	57
3月 (22日間 100人)	36	42	22	100
2月 (19日間 85人)	29	39	17	85
1月 (15日間 43人)	21	14	8	43

### デマンドタクシー利用者数の推移 (人)

■ 上部西エリア ■ 上部東エリア ■ 川東エリア

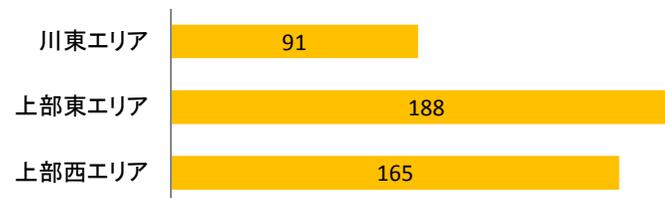


### 利用者累計

	上部西エリア	上部東エリア	川東エリア	計
1月11日～4月21日累計 71日間 444人利用	165	188	91	444

### 1月11日～4月21日 利用者累計 (人)

71日間 444人利用



新居浜市地産地消協力店認定制度のあらまし（市政だより原稿）

「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産

## 地産地消協力店を市長が認定します！

新居浜産農畜産物や水産物を一定量使用、販売している直売所や量販店、小売店、料理飲食店、宿泊施設、観光施設、食品加工製造事業者を新居浜市地産地消協力店として、市長が認定する制度がはじまります。詳しくは、新居浜市のホームページをご覧ください。農林水産課へお問い合わせください。

地産地消推進で、新居浜市の農林水産業を応援しましょう！

主な認定基準は次のとおりです。

区 分	認 定 基 準
直売所 量販店 小売店	<ul style="list-style-type: none"><li>①直売所の場合、新居浜市産品売り場面積が概ね15㎡以上で、年間営業日数が200日以上あること。</li><li>②量販店の場合、新居浜市産品の売り場面積が概ね3㎡以上かつ常設しており、新居浜市産品を取り扱っている旨の表示をしている事業所等であること。</li><li>③小売店の場合、新居浜市産品の売り場面積が概ね1㎡以上で、年間営業日数が200日以上あり、新居浜市産品を取り扱っている旨の表示をしている事業所等であること。</li><li>④食品衛生法等関係法令を遵守していること。</li><li>⑤市税の滞納がないこと。</li></ul>
料理飲食店 宿泊施設 観光施設	<ul style="list-style-type: none"><li>①料理の材料として、新居浜市産品を通年使用し、メニュー等への表示を行い広報宣伝する事業所等であること。</li><li>②新居浜市産品を使った料理等を今後も増やしていこうとする意欲ある事業所等であること。</li><li>③観光施設の場合、新居浜市産品の売り場面積が概ね3㎡以上かつ常設しており、新居浜市産品を取り扱っている旨の表示をしている事業所等であること。</li><li>④食品衛生法等関係法令を遵守していること。</li><li>⑤市税の滞納がないこと。</li></ul>
食品加工事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>①新居浜市産品を1品でも原材料として100%使用して製造された商品がある事業所等であること。（例：原材料にじゃがいも使用の場合、新居浜市産じゃがいものみを使用し、他の産地のじゃがいもは一切使用しない。）ただし、通年製造でなくてもかまわない。</li><li>②原材料表示に「新居浜市産」と表示する事業所等であること。</li><li>③食品衛生法等関係法令を遵守していること。</li><li>④市税の滞納がないこと。</li></ul>

○新居浜市地産地消協力店認定要綱や申請書等の様式は、新居浜市のホームページをご覧ください。

問い合わせ 農林水産課 電話65-1262 FAX65-1276  
電子メール nousui@city.niihama.ehime.jp

新居浜市地産地消協力店認定要綱を次のように定める。

平成 2 3 年 4 月 1 9 日

新居浜市長 佐々木 龍

### 新居浜市地産地消協力店認定要綱

#### (目的)

第 1 条 新居浜市産農畜産物、水産物及びそれらを使用した加工品（以下「新居浜市産品」という。）を一定量取り扱う直売所や量販店、小売店、料理飲食店、宿泊施設、観光施設、食品加工製造事業者等（以下「事業所等」という。）を「新居浜市地産地消協力店」（以下「協力店」という。）として認定することにより、市民等に新居浜市の地産地消の取り組みを宣伝するとともに、新居浜市産品の生産拡大と消費拡大を図ることを目的とする。

#### (認定基準)

第 2 条 市長は、事業所等の申請を受け、審査の結果、別表に掲げる基準を満たすと認めるときは、協力店として認定する。

#### (申請)

第 3 条 協力店の認定を受けようとする事業所等は、新居浜市地産地消協力店認定申請書（様式第 1 号）（以下「認定申請書」という。）を作成し納税証明を添えて、市長に申請するものとする。

2 協力店の認定を受けようとする事業所等は、市長から認定申請書以外に認定審査に係る資料の提出を求められたときは、原則として、応じなければならない。

3 認定申請書の受け付け期限は、毎年9月末とする。

(審査)

第4条 市長は、前条の認定申請書を受理したときは、書類審査、現地審査を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、現地審査を省略することができる。

3 前条に掲げる認定申請書を受理したときの書類審査は、毎年10月に一括して行うものとする。

(認定証の貸与と返却)

第5条 市長は、協力店の認定を受けた事業所等に、認定証(様式第2号)(以下「認定証」という。)を貸与する。

2 協力店の認定を受けた事業所等が、第8条に掲げる事由に該当する場合又は市長がこの要綱を廃止した場合は、認定証を市長に返却するものとする。

(調査)

第6条 市長は、協力店の認定を受けた事業所等に対し、協力店としての認定基準を満たしているか調査することができる。

2 協力店の認定を受けた事業所等は、前項に掲げる調査に協力しなければならない。

(報告)

第7条 協力店の認定を受けた事業所等は、年度毎に新居浜市地産地消協力店実績報告書(様式第3条)(以下「実績報告書」という。)を作成し、毎年5月末までに前年度に係る実績報告書を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、協力店の認定を受けた事業所等が次の事由に該当する場合、協力店の認定を取消することができる。

- (1) 認定基準に該当しなくなった場合
- (2) 前条に掲げる実績報告書を提出しなかった場合
- (3) 営業を終了した場合
- (4) 第9条に掲げる認定辞退の届出があった場合
- (5) 市長が認定の取消しが必要と認めた場合

(申請内容の変更と認定の辞退)

第 9 条 協力店の認定を受けた事業所等は、第 3 条に掲げる認定申請書の内容に変更が生じた場合又は認定の辞退を行う場合は、新居浜市地産地消協力店内容変更・認定辞退届出書（様式第 4 号）（以下「内容変更・認定辞退届出書」という。）により、当該内容の変更又は認定辞退の届出を行うものとする。

（認定の更新）

第 10 条 協力店の認定を受けた事業所等が、第 8 条に掲げる事由に該当しない場合は、認定期間を 1 年間自動更新するものとする。

（情報公開と協力店への支援）

第 11 条 協力店の認定を受けた事業所等は、認定申請書、実績報告書及び内容変更・認定辞退届出書に記載している事項を公開することについて同意するものとする。

2 市長は、協力店の認定を受けた事業所等の広報宣伝について、関係機関・団体へ協力を要請する等の支援を行う。

（庶務）

第 12 条 協力店の認定に関わる庶務は、農林水産担当課において処理する。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	認 定 基 準
直売所 量販店 小売店	①直売所の場合、新居浜市産品売り場面積が概ね15㎡以上で、年間営業日数が200日以上あること。 ②量販店の場合、新居浜市産品の売り場面積が概ね3㎡以上かつ常設しており、新居浜市産品を取り扱っている旨の表示をしている事業所等であること。 ③小売店の場合、新居浜市産品の売り場面積が概ね1㎡以上で、年間営業日数が200日以上あり、新居浜市産品を取り扱っている旨の表示をしている事業所等であること。 ④認定の内容を広報宣伝し、紹介されることを承諾する事業所等であること。 ⑤新居浜市の地産地消を推進する標語「「いただきます！」今日もおいしい新居浜産」と新居浜市の地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」を宣伝する事業所等であること。 ⑥食品衛生法等関係法令を遵守していること。 ⑦市税の滞納がないこと。
料理飲食店 宿泊施設 観光施設	①料理の材料として、新居浜市産品を通年使用し、メニュー等への表示を行い広報宣伝する事業所等であること。 ②新居浜市産品を使った料理等を今後も増やしていこうとする意欲ある事業所等であること。 ③観光施設の場合、新居浜市産品の売り場面積が概ね3㎡以上かつ常設しており、新居浜市産品を取り扱っている旨の表示をしている事業所等であること。 ④認定の内容を広報宣伝し、紹介されることを承諾する事業所等であること。 ⑤新居浜市の地産地消を推進する標語「「いただきます！」今日もおいしい新居浜産」と新居浜市の地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」を宣伝する事業所等であること。

	<p>⑥ 食品衛生法等関係法令を遵守していること。</p> <p>⑦ 市税の滞納がないこと。</p>
<p>食品加工事業者</p>	<p>① 新居浜市産品を1品でも原材料として100%使用して製造された商品がある事業所等であること。(例：原材料にじゃがいも使用の場合、新居浜市産じゃがいものみを使用し、他の産地のじゃがいもは一切使用しない。)ただし、通年製造でなくてもかまわない。</p> <p>② 原材料表示に「新居浜市産」と表示する事業所等であること。</p> <p>③ 認定の内容を広報宣伝し、紹介されることを承諾する事業所等であること。</p> <p>④ 商品の包装等に新居浜市の地産地消を推進する標語「いただきます！」今日もおいしい新居浜産」と新居浜市の地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」を宣伝する事業所等であること。</p> <p>⑤ 食品衛生法等関係法令を遵守していること。</p> <p>⑥ 市税の滞納がないこと。</p>

様式第1号（第3条関係）

新居浜市地産地消協力店認定申請書

年 月 日

（あて先）新居浜市長

（申請者）住 所  
名称又は屋号  
代 表 者 印  
（担当者）職 ・ 氏 名  
電 話 番 号

新居浜市地産地消協力店認定要綱第3条の規定にもとづき、次のとおり申請します。

1. 直売所・量販店・小売店・観光施設

店 舗 面 積	約 m <sup>2</sup>	新居浜市産品の売り場面積	約 m <sup>2</sup>
年 間 営 業 日 数	日	新居浜市産品表示方法	
新居浜市産品販売品目		販売数量	

※この様式に記入しにくい場合は、「別紙のとおり」と記入し、上記の内容を別紙にとりまとめて提出してください。

2. 料理飲食店・宿泊施設・食品加工製造事業者

店 舗 ・ 施 設 面 積	約 m <sup>2</sup>	新居浜市産品の売り場面積	約 m <sup>2</sup>
年 間 営 業 日 数	日	新居浜市産品表示方法	
料理名・加工商品名	使用している新居浜市産品名		使用量（kg）
			約

※この様式に記入しにくい場合は、「別紙のとおり」と記入し、上記の内容を別紙にとりまとめて提出してください。

（注意） 上記1、2とも申請者は、この申請書に市の納税証明を添えて提出してください。

新居浜市地産地消協力店

# 認定証

認定番号[第 号]

名称又は屋号 様

新居浜市の農畜産物・水産物を使用している地産地消  
協力店として認定します



地産地消推進マスコットキャラクター：「はまっこ新鮮組」

地産地消推進標語：「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産

年 月 日

新居浜市長



※認定証の大きさは、縦 350mm×横 250mm×幅 3mm 程度とし、材質はアクリルで背景の色は白とする。

様式第3号（第7条関係）

新居浜市地産地消協力店実績報告書

年 月 日

（あて先）新居浜市長

（申請者）住 所

名称又は屋号

代 表 者

印

（担当者）職 ・ 氏 名

電 話 番 号

新居浜市地産地消協力店認定要綱第7条の規定にもとづき、次のとおり報告します。

1. 直売所・量販店・小売店・観光施設

店 舗 面 積	約 m <sup>2</sup>	新居浜市産品の売り場面積	約 m <sup>2</sup>
年 間 営 業 日 数	日	新居浜市産品表示方法	
新居浜市産品販売品目		販売数量	

※この様式に記入しにくい場合は、「別紙のとおり」と記入し、上記の内容を別紙にとりまとめて提出してください。

2. 料理飲食店・宿泊施設・食品加工製造事業者

店舗・施設面積	約 m <sup>2</sup>	新居浜市産品の売り場面積	約 m <sup>2</sup>
年 間 営 業 日 数	日	新居浜市産品表示方法	
料理名・加工商品名	使用している新居浜市産品名		使用量（kg）
			約

※この様式に記入しにくい場合は、「別紙のとおり」と記入し、上記の内容を別紙にとりまとめて提出してください。

（注意）実績報告書は、4月1日から翌年の3月31日までの期間を対象に記入。

様式第4号（第9条関係）

新居浜市地産地消協力店内容変更・認定辞退届出書

年 月 日

（あて先）新居浜市長

（申請者）住 所  
名称又は屋号  
代 表 者 印  
（担当者）職 ・ 氏 名  
電 話 番 号

新居浜市地産地消協力店認定要綱第9条の規定にもとづき、次のとおり届け出ます。

1. 届出種類      (1) 新居浜市地産地消協力店認定申請書の内容変更  
                  (2) 認定の辞退

2. 届出内容

(1) 新居浜市地産地消協力店認定申請書の内容変更

変更前の内容	変更後の内容

※この様式に記入しにくい場合は、「別紙のとおり」と記入し、上記の内容を別紙にとりまとめて提出してください。

(2) 認定辞退の理由

--

## 「制定又は改正の理由、内容及び影響」について

### 1 制定又は改正の理由

第五次新居浜市長期総合計画の農業の振興の中で農産物の地産地消推進、水産業の振興の中で水産物直売所開設等への支援が基本計画に掲げられている。12万5千人の人口（消費者）を抱え、小規模・零細農家が多い新居浜市の農業・水産業の現状をみると、地産地消の推進を図ることで、消費拡大の面から農業と水産業の振興を図ることが、有効な手段のひとつであるとされている。

そこで、平成21年度に公募により決定した地産地消を推進する標語「いただきます！」今日もおいしい新居浜産」とマスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」を活用し、新居浜産農畜産物や水産物を使用している直売所や量販店、小売店、料理飲食店、宿泊施設、観光施設、食品加工製造事業者を新居浜市地産地消推進協力店として、市長が認定することで、商工観光業者等に新鮮で安全・安心な新居浜産農畜産物及び水産物の使用、購入促進を図り、ひいては農業者や漁業者の生産意欲と所得の向上に繋げるために本要綱を制定する。

### 2 制定又は改正の内容

新居浜市地産地消協力店認定の目的、認定基準、申請、審査、認定証の貸与と返却、調査、報告、認定の取消し、申請内容の変更と認定の辞退、認定の更新、情報公開と協力店への支援、庶務等について、所要の条文を制定する。

### 3 制定又は改正による影響

個人消費者への啓発だけではなく、商工業者との連携を強化することにより地産地消を更に推進させ、消費拡大の面から新居浜市農業と水産業の振興を図ることができる。

新居浜市地産地消協力店

# 認 定 証

認定番号[第 号]

名称又は屋号 様

新居浜市の農畜産物・水産物を使用している地産地消  
協力店として認定します



地産地消推進マスコットキャラクター：「はまっこ新鮮組」

地産地消推進標語：「いただきます！」 今日もおいしい 新居浜産

年 月 日

新居浜市長

